



# 鳥取県公報

平成 20 年 9 月 24 日 (水)  
号外第 106 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (82) (障害福祉課) . . . . . 3
-------	--

## ==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

国から地方への税源の移譲が行われたこと等に伴い、措置入院に要する費用の徴収額を決定するための区分の基準となる所得税額を減額する等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 措置入院に要する費用の徴収額を決定するための区分の基準となる所得税額を147万円（現行 150万円）とする。

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受ける措置入院者に係る措置入院に要する費用の徴収については、生活保護法による保護を受ける措置入院者と同様の取扱いとする。

(3) 診療科名を掲げる規定中、神経科を削る。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第82号

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（費用の徴収）</p> <p>第8条 総合事務所長は、法第31条の規定による入院に要する費用として、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">措置入院者等の所得税額</th> <th style="width: 50%;">費用徴収月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,470,000円以下</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,470,001円以上</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">措置入院に関する診断書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	措置入院者等の所得税額	費用徴収月額	1,470,000円以下	略	1,470,001円以上	略	略		生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神）	略	<p>（費用の徴収）</p> <p>第8条 総合事務所長は、法第31条の規定による入院に要する費用として、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者となったときは、この限りでない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">措置入院者等の所得税額</th> <th style="width: 50%;">費用徴収月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,500,000円以下</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,500,001円以上</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">措置入院に関する診断書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	措置入院者等の所得税額	費用徴収月額	1,500,000円以下	略	1,500,001円以上	略	略		生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神）	略
措置入院者等の所得税額	費用徴収月額																				
1,470,000円以下	略																				
1,470,001円以上	略																				
略																					
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神）	略																				
措置入院者等の所得税額	費用徴収月額																				
1,500,000円以下	略																				
1,500,001円以上	略																				
略																					
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神）	略																				

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">科受診歴等を記載すること。</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	科受診歴等を記載すること。		略				
科受診歴等を記載すること。							
略							
略							
備考							
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 <u>平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴に含むこととする。</u></li> <li>3 略</li> <li>4 略</li> <li>5 略</li> <li>6 略</li> <li>7 略</li> <li>8 略</li> </ol>							
様式第4号の3（第4条関係）							
医療保護入院及び応急入院のための移送 に関する診察記録票							
年 月 日							
職 氏 名 様							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>		略		生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)		略	
略							
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)							
略							
備考							
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「<u>診断した精神保健指定医の氏名</u>」の欄は、<u>精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。</u></li> <li>2 <u>平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴に含むこととする。</u></li> </ol>							
様式第11号（第10条関係）							
医療保護入院者の入院届							
年 月 日							

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">科又は神経科受診歴等を記載すること。</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	科又は神経科受診歴等を記載すること。		略				
科又は神経科受診歴等を記載すること。							
略							
略							
備考							
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 略</li> <li>3 略</li> <li>4 略</li> <li>5 略</li> <li>6 略</li> <li>7 略</li> </ol>							
様式第4号の3（第4条関係）							
医療保護入院及び応急入院のための移送 に関する診察記録票							
年 月 日							
職 氏 名 様							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>		略		生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)		略	
略							
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)							
略							
備考							
「 <u>診断した精神保健指定医の氏名</u> 」の欄は、 <u>精神保健指定医が自署する場合には、押印を省略することができること。</u>							
様式第11号（第10条関係）							
医療保護入院者の入院届							
年 月 日							

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名  
所在地  
管理者名

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。 （特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。）	略
略	

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴に含むこととする。
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略

様式第12号の2（第10条関係）

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

病院名  
所在地  
管理者名 印

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名  
所在地  
管理者名

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。 （特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。）	略
略	

略

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

様式第12号の2（第10条関係）

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

病院名  
所在地  
管理者名 印

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院を  
しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関す  
る法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定  
により、届け出ます。なお、保護者が選任された場  
合は、改めて同項の規定により届け出ます。

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神 科受診歴等を記載す ること。）	略
略	

略
---

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科  
における受診歴を精神科受診歴に含むこととす  
る。
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略

様式第12号の3（第10条関係）

特定医師による医療保護入院者（第33条  
第2項・第4項）の入院届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

病院名

所在地

管理者名 ㊟

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院を  
しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関す  
る法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定  
により、届け出ます。なお、保護者が選任された場  
合は、改めて同項の規定により届け出ます。

略	
生活歴及び現病歴 （	略

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院を  
しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関す  
る法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定  
により、届け出ます。なお、保護者が選任された場  
合は、改めて同項の規定により届け出ます。

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神 科又は神経科受診歴 等を記載すること。）	略
略	

略
---

備考

- 1 ~ 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略

様式第12号の3（第10条関係）

特定医師による医療保護入院者（第33条  
第2項・第4項）の入院届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

病院名

所在地

管理者名 ㊟

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院し  
ましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関す  
る法律（以下「法」という。）第33条第7項の規定に  
より届け出ます。なお、保護者が選任された場合  
は、改めて同項の規定により届け出ます。

略	
生活歴及び現病歴 （	略

推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。	
略	

略
---

備考

1 ~ 3 略

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴に含むこととする。

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

様式第15号（第11条関係）

特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の4第5項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名

印

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。）	略
略	

略
---

備考

1及び2 略

3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴に含むこととする。

推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。	
略	

略
---

備考

1 ~ 3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

様式第15号（第11条関係）

特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の4第5項の規定により、下記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名

印

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。）	略
略	

略
---

備考

1及び2 略

る。

- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

様式第16号（第13条関係）

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第1項の規定により、措置入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名  
所在地  
管理者名 ㊟

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。）	略
略	

略

備考

- 1～4 略
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴に含むこととする。

る。

- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略
- 13 略

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略

様式第16号（第13条関係）

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第1項の規定により、措置入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名  
所在地  
管理者名 ㊟

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。）	略
略	

略

備考

- 1～4 略

- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略

様式第17号（第13条関係）

医療保護入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、医療保護入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名  
所在地  
管理者名 ㊞

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。）	略
略	

略
---

備考

- 1～4 略
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴に含むこととする。
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略

様式第17号の2（第13条関係）

任意入院患者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条

様式第17号（第13条関係）

医療保護入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、医療保護入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名  
所在地  
管理者名 ㊞

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。）	略
略	

略
---

備考

- 1～4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略

様式第17号の2（第13条関係）

任意入院患者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条

の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例第2条の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第3項に規定する任意入院患者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名  
所在地  
管理者名 ㊟

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。）	略
略	

略

備考

- 1 ~ 4 略
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴に含むこととする。
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略

の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例第2条の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第3項に規定する任意入院患者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名  
所在地  
管理者名 ㊟

略	
生活歴及び現病歴 （推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。）	略
略	

略

備考

- 1 ~ 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新細則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に行う措置入院に係る費用の徴収について適用し、同日前に行った措置入院に係る費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の定めるところにより作成されているものは、新細則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新細則に定める書類として使用することができる。